

平成29年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

1 「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）	1
2 三重県広域受援計画（仮称）の検討状況について	2
3 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の検討状況について	12
4 危機事案（弾道ミサイル）の体制強化について	21
5 みえ消防団応援の店制度について	23

平成29年10月4日

防災対策部

1 「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
(防災対策部主担当分)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る人づくり	防災対策部	策定中の三重県広域受援計画(仮称)について、受援対応を検討する際、みえ災害ボランティア支援センターがこれまで培ってきた経験等を計画に反映できるよう取り組まれたい。	三重県広域受援計画(仮称)については、医療活動、物資活動などのほか、他県からのボランティアの受援対応についても整理することとしています。 ボランティアの受援対応にあたって、みえ災害ボランティア支援センター幹事会と十分連携しながら策定してまいります。

2 三重県広域受援計画（仮称）の検討状況について

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

このため、緊急輸送ルートや活動拠点、様々な受援活動等を定めた「三重県広域受援計画（仮称）」を本年度末に策定することとしており、現在、市町や関係機関とともに検討を進めています。

1 三重県広域受援計画（仮称）の概要

（1）構成

第1章 総則

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第4章 医療活動に関する計画

第5章 物資調達に関する計画

第6章 燃料供給および電力・ガスの臨時供給に関する計画

第7章 応援職員の受け入れに関する計画

第8章 ボランティアの受け入れに関する計画

※「第1章 総則」の中で、各分野の活動において想定される「市町の受援業務」を整理します。

（2）計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定します。

（3）計画の適用

①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合

②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合

2 検討状況等

（1）緊急輸送ルートに関する計画

①要旨

被害が甚大な地域へ到達するためのルートの確保は、あらゆる災害応急対策活動の基礎であることから、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速

かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを事前に定めるとともに、道路の被災状況の収集・共有や道路啓開方針の決定などの対応について定めます。

②活動期間

災害発生後おおむね1週間

(目的地別の緊急輸送ルートの確保目標)

用途	目的地（拠点）	確保目標
災害対策拠点	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点	災害拠点病院、広域搬送拠点	おおむね1～2日以内
救助活動拠点	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点	海上輸送拠点、防災港湾	おおむね1～7日以内

※確保目標は、国の具体計画の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」を参考に設定。

③活動内容

- ・航空偵察や道路パトロール等によるルートの被害状況の収集と共有
- ・道路啓開方針および海上輸送拠点の決定
- ・自衛隊、警察、国土交通省TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）など関係機関に対するルートの確保に係る支援要請
- ・道路啓開および航路啓開状況の関係機関との共有
- ・緊急交通路の指定および交通規制の実施

④検討状況および今後の検討課題

緊急輸送ルートの目的地として最も多い、救助活動拠点や地域内輸送拠点（市町物資拠点）がおおむね決定したため、目的地までの緊急輸送ルートを設定します。

また、迂回の可能性をふまえ、代替ルートの設定も検討します。

（2）救助・救急、消火活動に関する計画

①要旨

国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域

応援部隊」という。)を派遣します。

このため、人命救助に重要な72時間考慮し、一刻も早い広域応援部隊による救助・救急、消火活動のため広域応援部隊が利用する救助活動拠点を定めるとともに、受援調整等の対応について定めます。

②活動期間

主に災害発生後72時間までの人の命救助

災害発生後2週間までの生活支援(自衛隊による入浴、給食、給水など)

③活動内容

- ・救助活動拠点の被害状況の収集と共有
- ・広域応援部隊への応援要請
- ・広域応援部隊の救助活動拠点への受入れ
- ・救助活動拠点の利用に係る調整と利用状況の関係機関との共有

④検討状況および今後の検討課題

救助活動拠点として、運動公園など約190の施設を選定しました。

現在、自衛隊、消防、警察の3機関が利用意向を示した施設のうち、複数の機関による利用意向が重複した施設については、現地で関係機関、施設管理者の立会いの下、レイアウトの調整を行っています。

(3) 医療活動に関する計画

①要旨

多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、国は、DMAT(災害派遣医療チーム)をはじめとする医療チームの派遣と広域医療搬送を行います。

このため、医療活動の拠点として、災害拠点病院、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)を定めるとともに、全国から派遣される保健医療チームの受け入れと活動調整に係る対応や、広域医療搬送等への対応などについて定めます。

②活動期間

災害発生後 1週間～1ヶ月以上

主な保健医療チーム	活動期間
DMAT（災害派遣医療チーム）	災害発生後 1週間程度まで
JMAT（日本医師会災害医療チーム）	災害発生後 1ヶ月以上
DPAT（災害派遣精神医療チーム）	災害発生後 1ヶ月以上
日本赤十字社救護班	災害発生後 1ヶ月以上
災害支援ナース	災害発生後 1週間後から 1ヶ月以上
支援薬剤師活動	災害発生後 1ヶ月以上

③活動内容

- ・災害医療本部（DMAT調整本部を含む）の設置
- ・災害拠点病院等医療施設や広域医療搬送拠点等の被害状況の収集と共有
- ・保健医療チームへの応援要請
- ・保健医療チームの受入れ
- ・災害医療コーディネーター等との連携による保健医療チームの活動調整
- ・重症患者の広域医療搬送および地域医療搬送

④検討状況および今後の検討課題

現在、DMATをはじめとする様々な保健医療チームの受援調整について整理しています。

今後は、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や災害時小児周産期リエゾンなど、国等において近年、新たに検討が進められている保健医療チームの情報収集を行い、派遣要請の流れや活動拠点などを整理します。

また、健康福祉部において策定中の次期三重県保健医療計画のなかで「災害医療対策」で追加や見直される内容について情報共有を行い、整合を図ります。

（4）物資調達に関する計画

①要旨

国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施します。

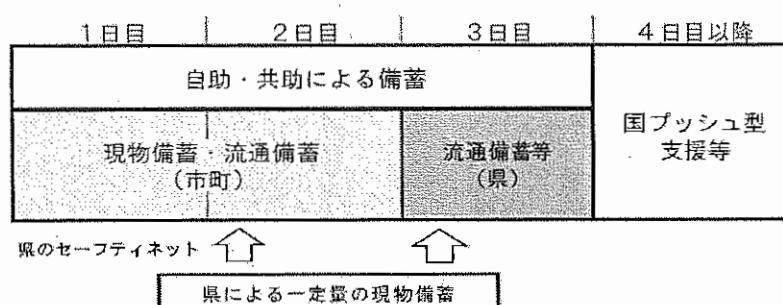
このため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）および地域内輸送拠点（市町

物資拠点) や国のプッシュ型支援物資の市町配分計画を定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動について定めます。

②活動期間

国のプッシュ型支援が行われる間 (災害発生後 3 日目までを含む)

《参考》物資調達の考え方



③活動内容

- ・広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の被害状況の収集と共有
- ・広域物資輸送拠点の人員・資機材の確保
- ・民間物流専門家の協力による広域物資輸送拠点での受入れと仕分け
- ・地域内輸送拠点への支援物資の輸送
- ・支援物資の輸送状況の共有と進行管理
- ・国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後 3 日間の対応

④検討状況および今後の検討課題

物資拠点整備中の 2 市を除き、県内 1 市町に少なくとも 1 カ所の地域内輸送拠点を決定しました。

今後は、広域物資輸送拠点の代替施設としての民間物資拠点の確保と広域物資輸送拠点への物流専門家の派遣に係る詳細について民間物流事業者と調整します。

あわせて、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応について整理します。

(5) 燃料供給および電力・ガスの臨時供給に関する計画

【燃料供給】

①要旨

国は、大規模災害の発生により多くの製油所等が被災する状況にあっても、石油精製業者等の系列供給網を基本として、災害応急対策活動に従事する車両への燃料や、災害対策本部設置の庁舎および災害拠点病院などの

重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し優先的に供給します。

このため、国や三重県石油商業組合への燃料供給の要請手順などについて定めます。

②活動期間

災害発生後おおむね4週間～8週間

③活動内容

- ・県内の中核給油所等の被害状況と在庫状況の収集と共有
- ・災害応急対策に従事する車両への証明書の発行と燃料供給
- ・災害拠点病院等重要施設の燃料のニーズ把握と燃料供給
- ・県内の備蓄で対応できない場合の国等への要請と受入れ
- ・給油施設での混乱防止のための県民への情報提供

④検討状況および今後の検討課題

燃料要請の手順等の活動内容について、県石油商業組合、石油連盟等の関係機関と調整しています。

【電力・ガスの臨時供給】

①要旨

国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力をを行う供給体制を構築し、必要な電力およびガスを、電源車・ガス供給車（移動式ガス発生設備）により重要施設へ臨時供給します。

このため、国や事業者への電力・ガス供給の要請手順などについて定めます。

②活動期間

災害発生後おおむね4週間～8週間

③活動内容

- ・災害拠点病院等重要施設の電力・ガスのニーズ把握
- ・県内事業者による重要施設への電力・ガス供給
- ・県内事業者で対応できない場合の国等への要請と受入れ

④検討状況および今後の検討課題

本年6月に国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が改定され、電力・ガスの臨時供給の項目が追加されたことから、今後、活動内容について電力事業者、ガス事業者等と調整していきます。

(6) 応援職員の受け入れに関する計画

①要旨

大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県および市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、国や他県等からの広域的な応援が必要となります。

このため、県および市町は、応援職員を円滑に受け入れる体制を整備するとともに、応援職員の業務内容を整理しておくことにより、大規模災害時において、効果的に応援職員を活用し、迅速かつ的確な被災者支援を実施します。

②活動期間

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

③活動内容

- ・国や他県等への応援要請
- ・応援職員の配置にかかる府内および市町のニーズ把握と調整
- ・応援職員向けの業務環境整備等による受け入れ
- ・応援職員の配置状況の進行管理

④検討状況および今後の検討課題

応援職員の受け入れ調整を迅速かつ的確に行うため、県災害対策本部に「応援・受援班」を設置し、その活動内容について、国の「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」を参考に整理しています。

また、応援職員が従事する県および市町の業務について、熊本地震時の実績などを参考に、県内市町、県関係部局の意見を聞きながら整理します。

(7) ボランティアの受け入れに関する計画

①要旨

大規模災害発生時において、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、多分野のボランティア・NPOが、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要があります。

このため、県・県社会福祉協議会・NPO等は、協働で「みえ災害ボランティア支援センター」の設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）と情報共有・連絡調整を行うための連携の場（以下「連携の場」という。）を構築し、対応します。

②活動期間

災害発生後おおむね3日以内に「みえ災害ボランティア支援センター」を立ち上げ、活動を開始（災害規模により活動期間変動）

③活動内容

- ・市町において設置する現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援要員の派遣
- ・県内外への情報発信や関係機関等との連携・調整など現地災害ボランティアセンターの後方支援
- ・専門性を持つボランティア・NPOと被災者とのマッチングなど災害ボランティア活動への支援
- ・「みえ災害ボランティア支援センター」と災害支援活動を行う団体との「連携の場」の設置・運営

④検討状況および今後の検討課題

現在、県・県社会福祉協議会・NPO等は、「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル」の改定について検討しています。

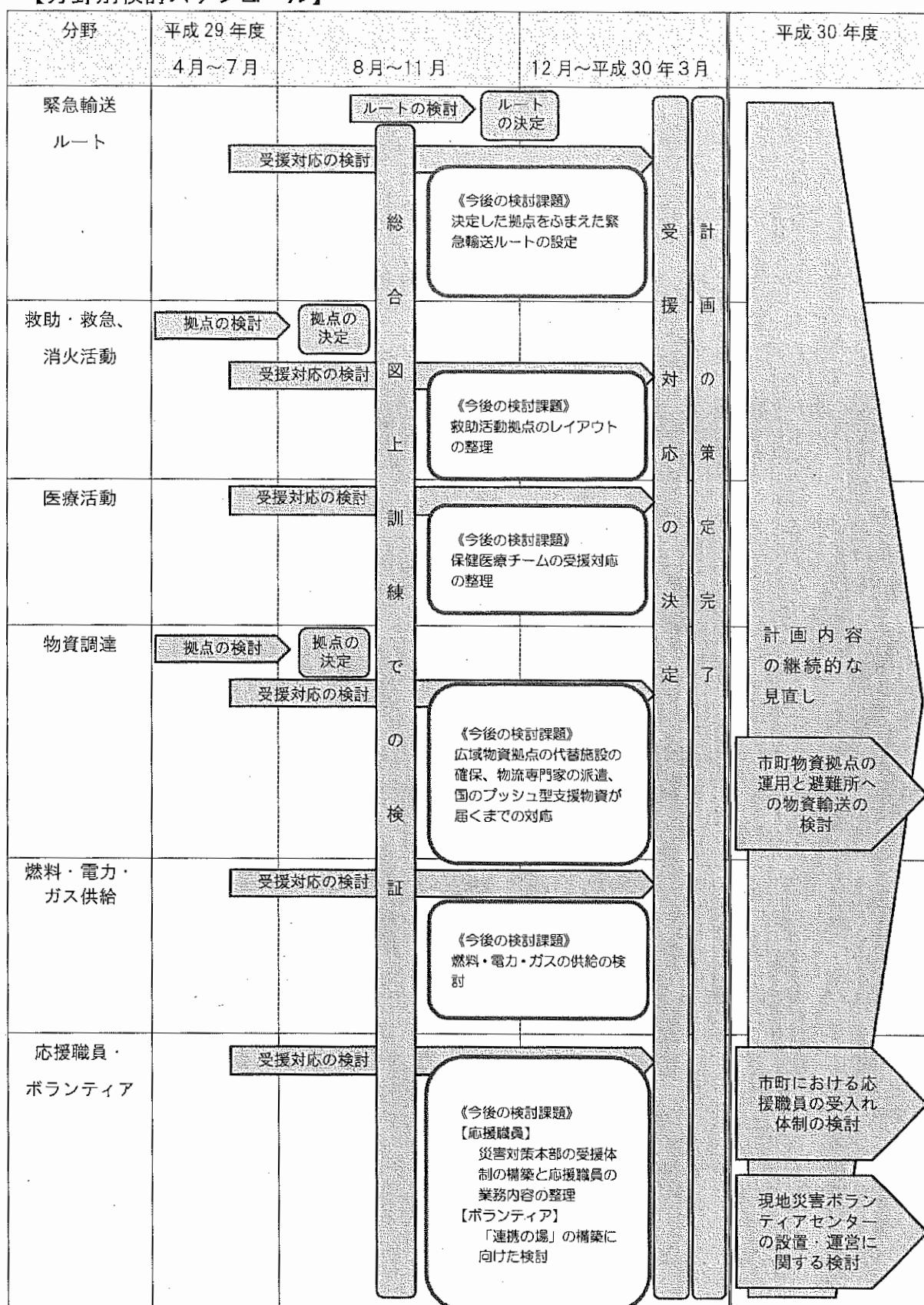
今後は、災害支援活動を行う団体の支援を専門とする全国レベルのNPO等と、「連携の場」の体制構築に向けて協議します。

また、県は、市町においても現地災害ボランティアセンターを中心とした「連携の場」を構築できるよう、今後、市町や市町社会福祉協議会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。

3 計画策定にかかるスケジュール

- 9月26日 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・計画の検討状況の情報共有
- 10月4日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・計画の検討状況について説明
- 11月中旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・素案について意見交換
- 11月下旬 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・素案について情報共有
- 12月12日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・素案について説明
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・最終案について意見交換
- 3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・最終案について説明
- 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・最終案の決定

【分野別検討スケジュール】



※平成 30 年度は、策定した広域受援計画を基に、市町の受援体制の整備を促進・支援。

※物資調達については、平成 29 年度下半期から、県内の複数市町をモデル地区に設定して、先行的に市町物資拠点から避難所への物資輸送についての検討を開始。

3 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の検討状況について ～現行計画の検証結果等から見えてきた課題と対応の方向性～

平成30年度から34年度を計画期間とする「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」については、平成29年度末の公表をめざして、現在、策定作業を進めています。

新しい行動計画の策定にあたっては、現行の行動計画である「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」によるこれまでの取組を検証することが必要となります。

このため、県のみならず、市町、地域、企業、県民を含めた県全体のこれまでの防災・減災対策の進捗状況について、みえ防災・減災センター教員の指導の下、本年5月から8月にかけてヒアリングの実施やアンケート調査結果の分析等により検証を行いました。

また、これら検証結果や、他県で発生した最近の災害事例等をふまえ、新しい行動計画で取り組むべき新たな課題とその対応の方向性について、以下のとおり整理を行いました。

今後、これらの課題をふまえ、県庁内に設置する「庁内ワークショップ」において、次期行動計画で取り組むべき「重点的取組テーマ」を検討していきます。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているものの、平成29年度目標の92.0%は達成できない見込みです。

耐震補強工事にかかる経費負担が大きいこと、旧耐震基準の住宅に居住する多くの世帯が高齢者世帯ということが、耐震化が進まない要因と考えられます。

このため、旧耐震基準の住宅に対する耐震化の重要性についての啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減に配慮することが必要です。

② 家庭における耐震対策

「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。

家具固定を行わない理由としては、「手間がかかる」が最も多く、約5割を占め、「固定しても被害はでると思う」、「家が新築で壁などに傷をつけたくない」、「壁が石膏ボードのため、取り付けできない」等の意見が挙げられています。

このため、積極的な啓発を行うとともに、家具固定にかかる手間を軽減して取組を促進する等による県民への働きかけが必要です。

(2) 防災人材の活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の活用

育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成28年度で一人当たり0.86回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

防災人材は防災に関する知識はあるものの、現場での防災活動の経験がない者が多く、一部の経験豊富な防災人材を除き、育成した防災人材を活用することが難しい状況にあります。

このため、地域の防災活動の支援等を熟知した専門家が補助をする等により、育成した防災人材が現場を経験する機会を設け、地域との顔の見える関係を構築するなどによりスキルアップを図る必要があります。

② 自主防災組織の活動

自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るために人材育成を行っており、90.3%（平成27年3月31日現在）の団体で1年に1回以上の訓練が行われています。

しかし、自治会役員が自主防災組織の代表者を兼ねている団体が多く、代表者は概ね高齢で、1～2年程度の短い期間で役員が変わってしまう団体が多いことから、毎年同じような訓練等をするだけにとどまる団体が多く、より発展した活動につなげることができません。

このため、地域防災活動の専門家による指導、防災人材等の活用や自主防災組織と消防団の連携を促進する等により、自主防災組織リーダーをサポートし、活動の継続性とレベルアップを図るための取組などが必要です。

③ 消防団の活性化

消防団は、自主防災組織への指導や連携など、地域防災力の中核としての役割がますます重要になっていますが、消防団条例定数の充足率は、H26 95.1%→H28 94.3%と下降しており、消防団を活性化して団員を確保することが課題となっています。

このため、県では、平成27年度から3年間、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を実施し、モデル地域における消防団と自主防災組織の連携を図ってきましたが、こうした取組を県内に広げ、取組の活性化を図ること等が必要です。

（3）災害時に配慮を要する人々の対策

① 地域における避難行動要支援者対策の促進

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成29年度中にすべての市町で作成が完了する見込みですが、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画の策定は進んでいません。

避難行動要支援者対策の受け皿となる自主防災組織では、個人情報の取り扱いの懸念等から名簿の活用が図られておらず、避難行動要支援者支援に関するノウハウ等もないことから、支援体制の整備が進みません。

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の「共助」による支援体制を確立するために、地域内で個人情報を共有することについて、自主防災組織や住民の理解を深めるとともに、避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進することが必要です。

② 避難者の多様性に配慮した避難所運営

ア 避難所ごとの運営マニュアルの策定

女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めるため、避難所ごとの運営マニュアル作成を進めていますが、1,462か所の避難所中、106か所（策定率7.3%）にとどまっています。

避難所ごとの運営マニュアルを作成するためには数回のワークショップ開催等が必要となり、作成主体となる自主防災組織の負担感が大きいことから、取組が広がっていません。

このため、自主防災組織の負担が過大とならないよう支援しつつ、避難所運営マニュアルの策定を進める必要があります。

イ 車中泊対策【新たな課題】

平成 28 年の熊本地震では、車中泊などを行う避難所外避難者の把握や、避難所外避難者に対する情報・支援物資等の提供方法が課題とされました。

このため、避難者に対する情報提供手段の多様化、避難所外避難者の把握、支援等について、各市町で対策を進める必要があります。

(4) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

① 津波避難対策の促進

市町における津波避難計画の策定率は 100%です。一方で、住民一人ひとりが作成する「My まっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成 28 年度末時点では 9 市町 46 地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸地域における取組の広がりが見られません。

県が実施している「防災に関する県民意識調査」の結果からは、熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾に面する地域での津波避難に対する意識が高まっておらず、こうした意識の違いが取組の差となって表れているものと思われます。

津波による被害を低減するため、沿岸地域全体の津波避難に対する意識の向上を図り、「My まっぷラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりを一層促進する必要があります。

② 洪水時の避難対策の促進【新たな課題】

「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける 101 の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、71 河川の浸水想定区域図を公表してきましたが、平成 27 年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成する必要が生じました。

このため、新想定による浸水想定区域図の作成を計画的に進める必要があります。

また、これに伴い、市町の洪水ハザードマップについても更新が必要となるため、市町洪水ハザードマップ作成に対する支援を行う必要があります。

さらに、新想定により家屋倒壊等氾濫想定区域に設定された地域については、新たに域外への避難場所の確保や避難のタイミング等を定めた避難計画の作成が必要となります。

③ 土砂災害時の避難対策の促進【新たな課題】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となり、平成 31 年度までに完了する予定です。

しかし、土砂災害警戒区域等の指定が進んだことにより、従来の避難場所が区域指定されたため、土砂災害発生時の避難場所が確保できない地域が生じています。

これら地域では、従来では避難場所の対象としていた民間施設等を活用するなどして避難場所を確保する必要に迫られており、地域全体で避難場所のあり方等を検討した上で、地域の住民全員で避難体制を共有するための避難計画を作成することが必要となります。

④ 地区防災計画の策定【新たな課題】

①～③の取組を災害対策基本法の改正に基づく地区防災計画として市町地域防災計画に位置付けることも重要であり、地域が主体となった「共助」による避難体制の確保を図っていく必要があります。

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

県・市町の災害対策活動の強化

(1) 市町によるみえ防災・減災センターの活用

みえ防災・減災センターについては、35.4%の市町が「防災人材の育成」をセンターに期待する事業として挙げていますが、センターの「みえ防災人材バンク」については、79.3%の市町が「知っているが利用したことがない」と回答しています。

また、センターの地域支援のための相談窓口についても、62.1%の市町が「知っているが利用したことはない」と回答しており、センターの事業内容は市町に周知されているものの、市町が十分にセンターの機能を活用しきれていないことが明らかになりました。

市町がセンターを活用することにより、防災担当職員のマンパワーやスキルの不足を補い、「自助」や「共助」の取組の促進につなげることができるため、今後は、センターと市町との連携強化を進める必要があります。

(2) 市町への三重県版タイムラインの展開【新たな課題】

県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」の策定を進めており、現在、三重県版タイムライン試行版を実際の台風において運用して対応等の検証を行い、平成29年度中の策定をめざしています。

今後は、県地域機関分のタイムラインの策定を進めるとともに、市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について、検討を促していく必要があります。

(3) 市町の広域受援体制の整備（物資、応援職員、ボランティア）【新たな課題】

平成29年度末までに、「三重県広域受援計画（仮称）」を策定する予定としており、これにより、緊急輸送ルート、救助・救急、消防活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアの受入にかかる広域受援体制の整備が図られることとなっています。

今後は、各避難所までの物資輸送体制、全国からの応援職員の受入体制、現地のボランティアの受入体制など、市町の受援体制の整備を進める必要があります。

(4) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑名地域の2市2町では、平成28年度に沿岸部の避難元市町と、内陸部の避難先市町との間で「浸水時における広域避難に関する協定」が締結され、現在、受入避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な検討が進められています。

広域避難時には、避難元市町と避難先市町とがそれぞれ同じタイミングで広域避難の実施を判断すべき場合も多く、その都度、関係市町で広域避難の実施を協議していくには、発災までに広域避難を終えることが困難であることから、国等による統一的な広域避難のルールづくりが必要です。

(5) 災害対策活動における I C T 等の活用

① 防災情報プラットフォームの運用、機能の改善

「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成 29 年度から開始しましたが、導入後間もないことから、実際の災害対策本部活動や図上訓練等で検証を重ね、運用や機能の改善を図る必要があります。

② 国における「災害情報ハブ」の取組【新たな課題】

現在、国において、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれに持つ災害情報共有し、災害対策活動の効率化等をめざす「災害情報ハブ」の仕組みの検討が進められており、こうした仕組みの活用について検討が必要です。

③ 「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」の南部、伊勢湾沿岸への展開【新たな課題】

伊勢志摩サミットを契機に導入した「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」については、現在、対象地域が伊勢志摩地域に限られているため、深刻な津波被害が予測される県南部地域への早期導入や伊勢湾沿岸地域への導入の検討を進める必要があります。また、県や市町の災害対策本部における同システムの活用方法等についても、検討を進める必要があります。

(6) 災害医療機能の強化

災害拠点病院と災害医療支援病院については、すべての施設で耐震化が完了する見込みです。

また、D M A T 、医療救護班、D P A T 等の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する訓練を実施し、資質向上を図っています。

引き続き、これらの取組を進め、災害医療体制の強化を図る必要があります。

(7) 防災関係機関との連携

自衛隊や気象台などの防災関係機関とは、知事と第 10 師団長をトップとする連絡会議や、定期的に個別の意見交換等の場を設置するとともに、「県図上訓練」、「南海レスキュー」など訓練への相互参加を行っています。

また、気象台とは「県防災施策に関する研究会」を開催し、防災関係機関も含めて「三重県版タイムライン」の試行にかかる連携を図っています。

引き続き、「三重県版タイムライン」の運用や訓練への相互参加等の連携を図る必要があります。

(8) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応【新たな課題】

東海地震の予知を前提とした対策などを定めた「大規模地震対策特別措置法」については、現在、国において見直しの検討が進められています。

現在、三重県では同法に基づき、地域防災計画に「地震災害警戒本部」の設置等による「東海地震に関する緊急対策」を規定していますが、同法の見直しにより、県と市町の対応についても見直しが必要となることが予想されます。

このため、国における検討状況を注視し、適切に対応を行う必要があります。

(9) 重要施設の非構造部材の耐震化

消防庁調査による平成 28 年 3 月 31 日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は 96.4% で、東京都、静岡県に次ぐ全国三位となっています。また、避難所となる施設については、施設の耐震化は完了しています。

一方、非構造部材の耐震化については、平成 29 年 4 月 1 日時点での屋内運動場等における吊り天井などの耐震対策実施率は公立小中学校について 80.4%（未完了 27 棟）となっています。また、県立学校については 37.9%（未完了 82 棟）となっていますが、平成 31 年度には完了する予定です。なお、県立学校以外の県有施設の非構造部材耐震対策実施率は、100%となっています。

引き続き、県立学校については、計画的に非構造部材の耐震化を進めるとともに、公立小中学校についても、市町に対して、早期に耐震対策を行うよう働きかける必要があります。

様々な主体による防災力の向上

(10) 防災教育の推進と学校、地域の連携

「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「学校防災リーダーの養成」については、目標とする 100%を達成しており、学校現場における防災教育の取組は定着が図られています。また、学校と地域住民と合同の避難訓練の実施など、公立学校での地域と連携した取組の実施率は、90.3%となっています。

今後は、学校と地域との連携を一層促進することにより、防災教育の取組を児童生徒の安全確保だけでなく、地域の「共助」の活動へと広げていくことが期待されます。

(11) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保【新たな課題】

福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設となっていますが、福祉避難所運営マニュアルを作成済の施設数は 162 施設となっており、運営体制を確立していく必要があります。

福祉避難所の運営体制確立に向けては、運営に必要な介護人材等の確保が必要となります。しかし、運営スキルを持つ人材不足が懸念されています。

災害発生時に福祉避難所としての機能を十分發揮するためには、運営マニュアルの策定や訓練の実施等を進めるほか、福祉避難所の運営の核となる人材確保が必要となります。

また、平成 29 年に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設に「避難確保計画」の作成・避難訓練の実施が義務づけられたことから、これらの取組を促進し、施設利用者の避難体制整備を進める必要があります。

(12) 観光客支援対策

観光事業者等関係者の主体的な防災対策を促進し、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」などの検討を進めています。現在のところ、観光防災への取組は、伊勢志摩地域や東紀州地域など深刻な津波被害が予測される地域を優先して実施していますので、今後、県内全域への水平展開が必要とされます。

(13) 内陸直下型地震への対応

県では、県独自の活断層調査結果をもとに、県内の活断層の位置等を示した「三重県内活断層図」を公表するなどによる内陸直下型地震対策を行ってきました。

しかし、平成 28 年に「熊本地震」や「鳥取中部地震」が相次いで発生し、活断層を震源とする内陸直下型地震は全国どこででも発生するとともに、深刻な被害をもたらすことが改めて認識されました。

このため、県内活断層の県民への周知を引き続き行い、各主体の取組を進める必要があります。

災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）

(14) 緊急輸送道路等の確保対策

ミッシングリンクとなっている高速道路等の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。

また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路91路線のうち、86路線が改良済となりました。さらに、道路啓開基地の整備について累計14箇所で完成し、道路構造の強化についても累計21箇所で完成しました。

ミッシングリンクの解消については、事業中区間の早期整備と未事業化区間の早期事業化に取り組む必要があります。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、引き続き重点的かつ効率的な整備を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図る必要があります。

(15) 海岸・河川堤防等における地震・津波対策

海岸保全施設および河川堤防については、脆弱箇所の補強対策を実施し、必要箇所すべての対策を完了しましたが、農地・漁港海岸保全施設や漁港、県管理河川における水門・排水機場などで整備が必要な箇所が残されていることから、コスト縮減、工期短縮等により事業進捗を図る方策を検討する必要があります。

(16) 洪水防止対策の推進

河川整備を計画的に進めていますが、平成28年度末時点での河川改修が必要な河川の整備率は39.2%であることから、今後も引き続き計画的な進捗を図る必要があります。

堆積土砂の撤去については、関係市町の意見を踏まえ必要箇所を選定し、毎年度約10万m³の撤去を実施していますが、河川における土砂の堆積は年々進むことから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。

(17) 海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）

高潮・高波による被害を軽減するため、海岸保全施設防護機能の向上を進め、県土整備部所管海岸堤防等では、平成29年度までに142.9kmの整備を終える見込みです。

また、農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を3,717mまで進め、漁港海岸1地区で事業が完了しました。

しかし、整備が必要な海岸は、まだ多く残っていることから、事業実施箇所や工法等を精査し、引き続き効果的・効率的に事業を進める必要があります。

(18) 土砂災害対策の推進

土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数はH26 18,150戸→H28 18,418戸と増加しました。

引き続き、土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。

治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策や、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりについても、さらなる推進が必要です。

3 検証結果から見えてきた対応の方向性

(1) 県民・地域の防災行動の促進

県民一人ひとりの「自助」による災害への備えや、避難行動要支援者に対する支援など地域の「共助」による防災・減災対策については、「防災の日常化」を実現するための重要な要素として現行計画でも取組を進めてきたものの、大きな進展が見られていません。

このため、次期計画では、「自助」や「共助」による防災力を高めるための対策について、県も積極的に関与して効果的な取組を検討し、注力していく必要があります。

(2) 市町の災害対応力強化への支援

現行計画の期間中、県において、「三重県版タイムライン」や「三重県広域受援計画（仮称）」の策定、「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」の運用開始、三重県B C P の作成、三重県復興指針の策定等、「公助」の取組が一定進みました。

今後は、これら「公助」の取組を県内市町へ水平展開し、市町を含む県全体の災害対応力を強化する必要があります。

(3) 新たな課題への対応

近年の災害事例等をふまえて行われた水防法や土砂災害防止法の改正、大規模地震対策特別措置法の見直しに対応するとともに、国において官民が連携した I C T の活用による災害対応業務の効率化の検討が進められており、検討結果を県の取組に反映していく必要があります。

(参考)

【現行計画の計画期間中に取組が進んだもの】

- ・防災拠点となる公共施設の耐震化
- ・災害拠点病院の耐震化
- ・学校現場における防災教育の定着
- ・海岸・河川堤防等の耐震対策
- ・地域における津波避難場所、避難路の整備
- ・三重県防災情報プラットフォームの導入
- ・D O N E T を活用した津波予測・伝達システムの伊勢志摩地域への導入
- ・三重県版タイムラインの策定
- ・三重県広域救援計画（仮称）の策定
- ・広域防災拠点の整備
- ・三重県業務継続計画（三重県B C P）の策定
- ・三重県復興指針の策定

など

【計画策定にかかる今後のスケジュール】

- 9月26日 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・次期計画の課題と対応の方向性を協議
- 9～10月 庁内ワークショップ
 - ・重点的取組テーマの内容について検討
- 10月4日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・次期計画の課題と対応の方向性について説明
- 11月中旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・重点的取組テーマについての意見交換
- 11月下旬 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・重点的取組テーマの協議
- 12月12日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・重点的取組テーマについて説明
- 1月 パブリックコメント
 - ・重点的取組テーマに対する意見照会
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・最終案についての意見交換
- 3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・最終案について説明
- 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・最終案の決定

※ 市町へは、隨時、情報提供をします。

4 危機事案（弾道ミサイル）の体制強化について

本年に入り、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が繰り返され、8月にはグアム島周辺への発射予告、さらには8月と9月に日本列島上空を通過し北海道など12道県でJアラートが作動するなどの事態に至っていることから、危機管理体制の強化を図っています。

1 県・市町の体制の強化

(1) 県危機対策本部の設置等

Jアラート作動と同時に、知事、部局長、地方対策部長で構成する「三重県危機対策本部」を設置し、速やかな被害情報の収集と共有、県民への注意喚起を実施するなど、初動体制を迅速に立ち上げることとしました。

なお、万が一、国が武力攻撃事態等の認定をした場合は、「三重県国民保護対策本部」に速やかに移行し対応にあたります。

(2) Jアラートによる情報伝達の点検および訓練

8月29日、弾道ミサイルが北海道上空を通過した際、一部の自治体でJアラートの受発信機器の不具合により、サイレン音や避難誘導の放送がされなかつた事例がありました。

このため、国は、作動しなかつた事例と原因を各自治体に提供し、自主点検を促しています。また、11月14日に全国都道府県及び市町村に参画を要請し、Jアラートによる全国一斉伝達訓練を実施することとしています。

県では、県内市町による自主点検を既に実施したところであり、11月開催の全国一斉伝達訓練の参画により県民に確実に情報が伝達されるよう、市町との連携を強化していきます。

2 県民への情報提供と住民避難訓練

(1) 県民への情報提供

県民に分かりやすく情報提供するため、本年4月以降、県ウェブサイトのトップページに、Jアラート作動時の緊急サイレン音および放送内容、県民が取るべき行動、8月26日に実施した住民避難訓練の様子等について掲載しました。

(2) 住民避難訓練の実施

弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があるとの想定の下、Jアラート等が作動した場合の避難行動について体験するとともに、訓練の実施状況を県民に広報することで理解を深めて頂くことを目的に、次のとおり住民避難訓練を実施しました。

住民避難訓練の実施は、東海三県では初めて、また、全国の県庁所在地でも初めての訓練となりました。

実施日 平成29年8月26日（土）

場 所 津市立榎原小学校、高齢者福祉施設榎原陽光苑（津市榎原町地内）

主 催 内閣官房、消防庁、三重県、津市
参加者 榊原町住民（約200名）
内 容 • 防災行政無線（屋外スピーカー）による住民への情報伝達
• 小学校において奉仕作業中の児童、保護者、住民等による避難行動
• 高齢者福祉施設における職員による入所者の安全確保
• エムネットによる国から県、市への情報伝達

3 全国知事会及び危機管理・防災特別委員会としての対応

北朝鮮からの相次ぐミサイル発射に対し、7月末に岩手県で開催された全国知事会において、住民への情報提供や自治体の対応、国際社会と連携した断固とした対応などを内容とする「緊迫する北朝鮮情勢への対応の充実・強化について」を決定し、国に要望したところです。

また、8月29日に北海道上空を通過する弾道ミサイル発射に対し、挑発行為を即刻中止するよう「北朝鮮ミサイル発射に対する抗議声明」の発表を、また、9月15日の弾道ミサイル発射に対しては、「抗議文」を北朝鮮に送付し、厳しく抗議を行いました。

4 今後の対応

引き続き、市町と連携して、迅速かつ的確な対応ができる、体制の維持と県民への情報提供を行うとともに、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長県として他の都道府県と連携し、取組を進めます。

5 みえ消防団応援の店制度について

地域防災の要である消防団への応援の輪を広げることにより、消防団への理解を促進し、地域防災力の充実強化につなげるため、消防団員やその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店制度」について、平成29年10月1日からスタートしました。

1 みえ消防団応援の店制度の概要

この制度は、店舗や事業所（以下「店舗等」という。）などに「みえ消防団応援の店」として登録していただき、消防団員が三重県消防協会作成の「消防団員カード」をご登録いただいた店舗等で提示することにより、特典やサービスの提供を受けることができる制度です。

平成29年10月1日現在、971店舗に登録いただいている。

(1) 対象者

原則、消防団員およびその家族（登録店舗側で対象範囲を限定または拡大可能）

※ 県内消防団員数（平成29年4月1日現在）

13,692名（うち女性486名）

(2) 特典・サービス例

購入金額の10%割引、お食事料金の5%割引、ドリンク一杯サービス、粗品進呈、マイカーローンの金利優遇など

(3) 登録店舗等の公表

登録店舗等の名称、所在地及びサービス内容等については、三重県消防協会ホームページに掲載して公表することにより、消防団員に周知を図っています。

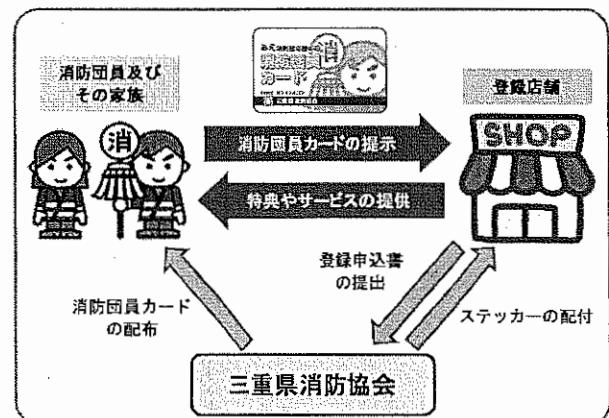
また、ご登録いただいた店舗等には、「みえ消防団応援の店ステッカー」を送付し、店頭などに掲示していただきます。

(4) 期待される効果

地域において消防団への応援の輪を広げることにより、消防団への理解が進み、消防団活動が活性化することで、地域防災力の充実強化が見込まれます。

また、登録店舗においては、地域防災力の充実強化に協力する事業者として、社会貢献に寄与していただくことから、イメージアップが期待できます。

みえ消防団応援の店制度のしくみ



2 みえ消防団応援の店登録状況

(1) 登録状況 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

971 店舗

ジャンル	登録店舗数	ジャンル	登録店舗数
飲食関係	290	暮らし(クリーニング)	27
買物(食料品・酒・菓子)	59	暮らし(冠婚葬祭)	9
買物(スーパー)	19	暮らし(自動車整備)	8
買物(雑貨・日用品)	33	暮らし(住まい)	7
買物(衣料品・履物)	39	美容・健康(理美容)	12
買物(生花・園芸)	11	美容・健康(はり・整体)	7
買物(メガネ・時計・宝石)	18	美容・健康(温泉・入浴施設)	5
買物(その他)	17	娯楽(娯楽施設)	17
宿泊・旅行(旅館・ホテル)	24	スポーツ・学習(スポーツ施設)	5
宿泊・旅行(旅行)	16	スポーツ・学習(文化施設)	3
暮らし(金融)	335	その他	6
暮らし(ガソリンスタンド)	4		

3 カード及びステッカー

(1) 消防団員カード (サイズ: 縦 5.4 cm × 横 8.5 cm)



(2) みえ消防団応援の店ステッカー (サイズ: 縦 10.0 cm × 横 10.0 cm)

